

資 料 編

資 料 編 目 次

1. 環境基準について	資料—1
2. 環境基準の概要	資料—2
3. 環境基準一覧	
I. 大気汚染に係る環境基準	資料—3
II. 水質汚濁に係る環境基準	資料—5
III. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	資料—11
IV. 土壌の汚染に係る環境基準	資料—12
V. 騒音に係る環境基準	資料—14
VI. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 （水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る 環境基準	資料—17
4. 環境保全行政年表	資料—18
5. 用語解説	資料—35

1. 環境基準について

環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）の第十六条に基づき、国が人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいとされています。

また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

なお、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和30年 法律第186号）その他の関係法律で定めるところによる（同法第十三条）となっていました。平成24年6月に環境基本法の改正が行われ、その内容が記載してある第十三条が削除となりました。

そして、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第60号）が平成25年6月21日に成立し、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法が改正され、放射性物質による大気汚染及び水質汚濁に係る適用除外規定を削除するとともに、環境大臣が放射性物質による大気汚染及び水質汚濁の状況を常時監視することとなりました。（平成25年12月20日施行。）

環境基本法

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関係するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

【参考】

環境基本法において、公害とは、第二条第3号において次のように定義されている。

第二条

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

2. 環境基準の概要

1) 大気汚染

大気汚染については、二酸化硫黄（ SO_2 ）、浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化炭素（CO）及び光化学オキシダント（ O_x ）についての環境基準（昭和48年5月環境庁告示第25号）が設定されています。

また、二酸化窒素（ NO_2 ）の環境基準は、昭和48年に設定された時は「1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。（但し、ザルツマン係数は、0.72）」でしたが、昭和53年7月環境庁告示第38号で、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。（但し、ザルツマン係数は、0.84）」と改定されました。

さらに、有害大気汚染物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン（平成9年2月環境庁告示第4号）、ダイオキシン類（平成11年12月環境庁告示第68号）、ジクロロメタン（平成13年4月環境省告示第30号）に環境基準が定められ、11項目について指針値が定められています。

平成21年9月には、微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年9月環境省告示第33号）が設定されました。

〔環境基準の達成期間等〕

1. 一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント又は微小粒子状物質に係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるように努めるものとする。
2. 二酸化硫黄に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。
3. 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれは大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
環境基準を維持し、又は達成するため、個別発生源に対する排出規制のほか、各種の施策を総合的かつ有効適切に講じるものとする。
4. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
5. ダイオキシン類については、環境基準が達成されていない地域にあっては、可及的速やかに達成されるように努める。また、環境基準が現に達成された地域にあっては、その維持に努めることとする。
6. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2) 水質汚濁

水質汚濁については、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があります。前者は、公共用水域一律に27項目について環境基準が設定されています。後者は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設けて定められています。豊中市域では、千里川が昭和50年に、天竺川が平成29年に環境基準の水域類型指定を受け、流末が環境基準点となっています。また、水質汚濁の未然防止を図るため、要監視項目27項目が設けられ、その内25項目について指針値が設定されています。

また、平成11年12月にはダイオキシン類について、環境基準が設けられました。

3) 騒音・振動

騒音については、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められ、「道路に面する地域以外の地域（一般地域）」と主に自動車騒音を対象とする「道路に面する地域」について、それぞれ地域の類型（区分）と時間の区分ごとに環境基準が設けられています。平成10年9月に改正があり、騒音レベルの指標が従来の中央値から等価騒音レベルに変更され、環境基準も変わりました。また「道路に面する地域」は従来の測定地点における騒音レベルをもって、環境基準達成状況を評価する点的な評価から、一定地域内にある全ての住居等の内、基準値を超える騒音を受ける住居等の戸数や割合を把握することにより、評価を行う面的な評価に改められました。

振動についての環境基準は定められていません。

3. 環境基準一覧

I. 大気汚染に係る環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件（設定年月日等）	測 定 方 法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。 (S.48.5.16 環告 35)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。 (S.48.5.8 環告 25)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 (S.48.5.8 環告 25)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (S.53.7.11 環告 38)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光 化 学 オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。 (S.48.5.8 環告 25)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
 - 2 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めなければならない。
 - 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- ※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
ベ ン ゼ ン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 (H.9.2.4 環告 4)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。 (H.30.11.19 環告 100)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 (H.9.2.4 環告 4)	
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 (H.13.4.20 環告 30)	

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 (H21.9.9 環告 33)	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

※ 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

4) 大気中炭化水素濃度の指針

炭化水素は窒素酸化物とともに、光化学スモッグの原因物質であることから、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」が次のとおり示されている。

物 質	指 針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。 (S51.8.13 中央公害対策審議会答申)

5) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)

有害大気汚染物質については、優先取組物質 23 物質が定められており、中央環境審議会からの「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」において、「指針値が示されなかった物質についても、今後、迅速な指針値の設定を目指し、検討を行っていくことが適当である」とされている。

物 質	指 針	指針値が示された答申
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次(平成15年7月)
アセトアルデヒド	1年平均値が $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第12次(令和2年8月)
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次(平成15年7月)
塩化メチル	1年平均値が $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第12次(令和2年8月)
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次(平成18年11月)
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次(平成18年11月)
水銀及びその化合物	1年平均値が $40\text{ng Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次(平成15年7月)
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ng Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。	第7次(平成15年7月)
ヒ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ng As}/\text{m}^3$ 以下であること。	第9次(平成22年10月)
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	第8次(平成18年11月)
マンガン及びその化合物	1年平均値が $140\text{ng Mn}/\text{m}^3$ 以下であること。	第10次(平成26年5月)

Ⅱ. 水質汚濁に係る環境基準

1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示59号、直近改正令和4年4月1日施行)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/ℓ以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/ℓ以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65 の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/ℓ以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	付表 2 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリ ク ロ ロ エ タ ン	1mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリ ク ロ ロ エ タ ン	0.006mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/ℓ以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10 ml、りん酸 60 ml 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした溶液とグリセリン 250 ml を混合し、水を加えて 1,000 ml としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注⑨第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほ う 素	1mg/ℓ以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/ℓ以下	付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2) 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1)河川（湖沼を除く。）

ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	200CFU/100mℓ 以 下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	7.5mg/ℓ 以 上	300CFU/100mℓ 以 下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以 下	25mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上	1000CFU/100mℓ 以 下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以 下	50mg/ℓ 以 下	5mg/ℓ 以 上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以 下	100mg/ℓ 以 下	2mg/ℓ 以 上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以 上	—
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	別表 10 に掲げる方法

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さい順に並べた際の0.9×n番目（nは年間の日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又は

- はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
- （注） 1 自然環境保全：自然環境等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈でろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛 (Zn)	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

備考 1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(2)湖沼（省略）

2 海域（省略）

3) 神崎川水域の環境基準の水域類型指定

区分	水域の範囲	BOD等に係る類型		水生生物類型	
		類型	達成期間	類型	達成期間
神崎川	神崎川（安威川、猪名川を除く神崎川）	B	□	生物B	イ
	天竺川（全域）	B	イ	生物B	イ
	猪名川上流（箕面川合流点より上流に限る。）	A	イ	生物B	イ
	猪名川下流(1)（箕面川合流点より下流及び藻川に限る。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。）	B	□	生物B	イ
	猪名川下流(2)（藻川分岐点から藻川合流点までに限る。）	D	イ	生物B	イ
	千里川（全域）	A	イ	生物B	イ

※ 猪名川の生物に関する類型指定は、ゴルフ橋（虫生地点：川西市）を境界として指定されており、上流は生物A、下流は生物Bとなっている。

※ 指定年月日（BOD）：昭和45年9月1日（最終改定：平成13年3月30日（神崎川、猪名川下流(2)）、平成21年3月31日（猪名川上流））
千里川：昭和50年10月8日（最終改定：平成14年6月18日）
天竺川：平成29年1月27日
（生 物）：平成21年11月30日（千里川：平成21年6月30日、天竺川：平成29年1月27日）

（注）達成期間の分類は、次のとおりとする。

- （1）「イ」は、直ちに達成。
- （2）「ロ」は、5年以内に可及的速やかに達成。
- （3）「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。
- （4）「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかに達成に努める。

4) 要監視項目及び指針値

(令和2年5月28日付け環境省水・大気環境局長通知)

公共用水域

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/ℓ以下
キシレン	0.4 mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ウラン	0.002 mg/ℓ以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ 以下 (暫定) ※

地下水

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/ℓ以下
キシレン	0.4 mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ウラン	0.002 mg/ℓ以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ 以下 (暫定) ※

※ PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) について

は、PFOS及びPFOAの合計値とする。

5) 水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

(平成25年3月27日付け環境省水・大気環境局長通知)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	生物A	0.7 mg/ℓ以下
		生物特A	0.006 mg/ℓ以下
		生物B	3 mg/ℓ以下
		生物特B	3 mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.8 mg/ℓ以下
		生物特A	0.8 mg/ℓ以下
フェノール	淡水域	生物A	0.05 mg/ℓ以下
		生物特A	0.01 mg/ℓ以下
		生物B	0.08 mg/ℓ以下
		生物特B	0.01 mg/ℓ以下
	海域	生物A	2 mg/ℓ以下
		生物特A	0.2 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物A	1 mg/ℓ以下
		生物特A	1 mg/ℓ以下
		生物B	1 mg/ℓ以下
		生物特B	1 mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.3 mg/ℓ以下
		生物特A	0.03 mg/ℓ以下
4- t -オクチルフェノール	淡水域	生物A	0.001 mg/ℓ以下
		生物特A	0.0007 mg/ℓ以下
		生物B	0.004 mg/ℓ以下
		生物特B	0.003 mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.0009 mg/ℓ以下
		生物特A	0.0004 mg/ℓ以下
アニリン	淡水域	生物A	0.02 mg/ℓ以下
		生物特A	0.02 mg/ℓ以下
		生物B	0.02 mg/ℓ以下
		生物特B	0.02 mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.1 mg/ℓ以下
		生物特A	0.1 mg/ℓ以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物A	0.03 mg/ℓ以下
		生物特A	0.003 mg/ℓ以下
		生物B	0.03 mg/ℓ以下
		生物特B	0.02 mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.02 mg/ℓ以下
		生物特A	0.01 mg/ℓ以下

Ⅲ. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境省告示10号、直近改正令和4年4月1日施行)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/ℓ以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/ℓ以下	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/ℓ以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはK0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/ℓ以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化元素が大量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注②第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほ う 素	1mg/ℓ以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

Ⅳ. 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示 46 号、直近改正令和 3 年 4 月 1 日)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下であり、かつ、農地用においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中の濃度に係るものにあつては日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。) 又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有 機 燐 (り ん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六 価 ク ロ ム	検液 1 ℓ につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 (び) 素	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農地用 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中の濃度に係るものにあつては規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総 水 銀	検液 1 ℓ につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農地用 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四 塩 化 炭 素	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.004mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.1mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 1mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 ℓ につき 0.002mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チ ウ ラ ム	検液 1 ℓ につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1 ℓ につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	検液 1 ℓ につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セ レ ン	検液 1 ℓ につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふ っ 素	検液 1 ℓ につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10 ml、りん酸 60 ml 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした溶液とグリセリン 250 ml を混合し、水を加えて 1,000 ml としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.c) (注 3 第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法

ほ　　う　　素	検液 1 ℓにつき 1mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジ オ キ サ ン	検液 1 ℓにつき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考 1 環境上の条件のうち検液中の濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 ℓにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 ℓにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

V. 騒音に係る環境基準

1) 環境騒音

ア) 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

（平成 10 年 9 月 30 日環境省告示 64 号、直近改正平成 24 年 3 月 30 日環告 54）

地域の 類 型	時間の区分 該当地域	昼間（午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで）
AA	豊中市内は指定なし。	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準 住 居 地 域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（注） 該当地域の指定は、平成 22 年 10 月 1 日豊中市告示 274 号。（直近改正平成 30 年 4 月 1 日）

（注） 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に
静穏を要する地域とする。

2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

イ) 道路に面する地域

地域の区分 時間の区分	昼間（午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路 に面する地域及び C 地域のうち車線を有する 道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分という。

なお、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用する。

昼 間	夜 間
午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで
70 デシベル 以下	65 デシベル 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(注) (1)「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

①道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

2) 航空機騒音

ア) 基準

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号、直近改正平成19年12月17日)

地域の類型	対 象 地 域	基 準 値
I	第1種、第2種低層住居専用地域 第1種、第2種中高層住居専用地域 第1種、第2種住居地域 田園住居地域、準住居地域 用途地域の指定のない地域	57 dB（デシベル）以下
II	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	62 dB（デシベル）以下

※ 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定：平成30.3.27改正、大阪府公告第30号（適用：平成30.4.1）

(注) 加重等価平均感覚騒音レベルであるWECPNLによる評価から、時間帯補正等価騒音レベルであるL_{den}による評価に変更する。

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目をいい、L_{AE,di}とは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目のL_{AE}、L_{AE,ej}とは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のL_{AE}、L_{AE,nk}とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のL_{AE}をいう。また、T₀とは、規準化時間（1秒）をいい、Tとは、観測1日の時間（86,400秒）をいう。

イ) 旧基準 (平成25年3月31日まで) (昭和48年12月27日 環境庁告示第154号、直近改正平成12年12月14日)

地域の類型	対 象 地 域	基 準 値
I	第1種, 第2種低層住居専用地域 第1種, 第2種中高層住居専用地域 第1種, 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域	70 WECPNL以下
II	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	75 WECPNL以下

(注) 対象地域の指定は、昭和51年7月2日大阪府公告第90号。(直近改正平成25年3月25日大阪府公告第23号)

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

(注) 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録し、評価は、ピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位 WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\frac{dB(A)+10 \log_{10} N-27}{10}$$

(注) $dB(A)$ とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までの航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N=N_2+3N_3+10(N_1+N_4)$$

※時間帯補正等価騒音レベル L_{den} とWECPNLとの相違点

	L_{den}	WECPNL
①着目する1機ごとの航空機騒音レベル	単発騒音曝露レベル(L_{AE})(航空機により発生した騒音のエネルギー)	最大騒音レベル($L_{A, MAX}$)(航空機騒音のピーク値)
②時間帯の補正	夕方の騒音(L_{AE})に+5dB、夜間の騒音に+10dBの補正を加える。	夕方の機数(発生回数)を3倍、夜間の機数を10倍する。
③評価の対象となる航空機騒音	飛行騒音に飛行場内での航空機の運用や整備に伴って発生する騒音を含む。	飛行騒音のみ。
④騒音の継続時間	一機毎の騒音の継続時間を実際に即して評価する。	騒音の継続時間を一律(簡略化)に20秒とする。
⑤測定評価技術	測定機器の性能向上等により、騒音レベルがより正確に評価できる。	ICAOの提案式を当時の測定評価技術を勘案して簡略化したもの。

3) 新幹線鉄道騒音

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号、直近改正平成12年12月14日)

地域の類型	対 象 地 域	基 準 値
I	第1種, 第2種低層住居専用地域 第1種, 第2種中高層住居専用地域 第1種, 第2種住居地域 田園住居地域, 準住居地域 用途地域の指定のない地域	70 デシベル以下
II	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 工 業 地 域	75 デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

※ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の当てはめ地域の指定：平成30.3.27改正、大阪府公告第31号(適用：平成30.4.1)

Ⅵ. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、改正 平成 14 環告 46・平成 21 環告 11）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準を次のとおり定め、平成十二年一月十五日から適用する。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

別 表

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 （水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/ℓ 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

4. 環境保全行政年表

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
明治29年2月 4月 明治44年3月 大正8年4月 大正9年12月 昭和7年6月 昭和11年10月 昭和14年1月 昭和20年9月 昭和22年3月 昭和25年8月 昭和28年7月 昭和29年4月 昭和30年1月 昭和31年6月 昭和32年6月 昭和33年3月 4月 12月 昭和34年3月 7月 昭和36年10月 昭和37年5月 6月 昭和38年1月 昭和40年10月 11月 昭和42年4月 8月 昭和43年4月 6月 昭和44年2月 4月 5月 6月	・豊中町、麻田村、桜井谷村、熊野田村が合併し、市制施行 ・大阪第二飛行場（現：大阪国際空港）完成 ・大阪第二飛行場を米軍が接收 ・中豊島村、南豊島村、小曽根村が編入 ・三島郡新田村大字上新田が編入 ・豊能郡庄内町が編入 ・米軍より大阪第二飛行場が全面返還され、大阪空港として使用開始 ・大阪空港が大阪国際空港と改称告示され、空港整備法による第1種空港に指定 ・大阪国際空港の午後11時～翌朝6時までのジェット機発着禁止規制 ・総務部企画課公害対策係設置 ・企画部公害対策課設置 ・騒音規制法に係る事務（地域の指定、規制基準等を除く）を受託（昭和44年4月1日）	明治29年2月 4月 明治44年3月 大正8年4月 大正9年12月 昭和7年6月 昭和11年10月 昭和14年1月 昭和20年9月 昭和22年3月 昭和25年8月 昭和28年7月 昭和29年4月 昭和30年1月 昭和31年6月 昭和32年6月 昭和33年3月 4月 12月 昭和34年3月 7月 昭和36年10月 昭和37年5月 6月 昭和38年1月 昭和40年10月 11月 昭和42年4月 8月 昭和43年4月 6月 昭和44年2月 4月 5月 6月	○「製造場取締規則」制定 ○「工場取締規則」制定 ○「煤煙防止規則」制定 ○「大阪府事業場公害防止条例」制定 ○「大阪府事業場公害防止条例」制定（全面改正） ○中小企業公害防止資金特別融資制度創設 ○水質保全法に基づく水域指定 ○「大阪府事業場公害防止条例」制定（全面改正） ○ブルースカイ計画策定	明治29年2月 4月 明治44年3月 大正8年4月 大正9年12月 昭和7年6月 昭和11年10月 昭和14年1月 昭和20年9月 昭和22年3月 昭和25年8月 昭和28年7月 昭和29年4月 昭和30年1月 昭和31年6月 昭和32年6月 昭和33年3月 4月 12月 昭和34年3月 7月 昭和36年10月 昭和37年5月 6月 昭和38年1月 昭和40年10月 11月 昭和42年4月 8月 昭和43年4月 6月 昭和44年2月 4月 5月 6月	・「河川法」公布 ・「工場法」公布 ・「都市計画法」公布 ・「清掃法」公布（昭和29年7月1日施行） ・「工業用水法」公布 ・「水道法」公布 ・「下水道法」公布 ・「公共用水域の水質の保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」公布 ・「工場立地法」公布 ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」公布 ・「ばい煙の排出の規制等に関する法律」公布 ・「工業用水法」による第4次地域指定施行により豊中市指定 ・「公害対策基本法」公布、施行（昭和42年8月3日） ・「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律」公布（昭和42年9月1日施行） ・「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」公布、施行（昭和42年8月1日） ・「大気汚染防止法」、「騒音規制法」公布（昭和43年12月1日施行） ・二酸化いおうの環境基準閣議決定 ・「工業用水法」により豊中市の規制区域の既存基準外工業用井戸の使用禁止

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
10月		10月	○「大阪府公害防止条例」制定	10月	
12月		12月		12月	・「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布、施行
昭和45年2月	・大阪国際空港B滑走路（3000m）供用開始	昭和45年2月		昭和45年2月	
4月		4月		4月	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
6月		6月		6月	・「公害紛争処理法」公布
7月		7月	○光化学スモッグ暫定対策実施要綱制定	7月	
8月		8月		8月	・水質保全法に基づく指定水域に健康項目の水質基準追加
9月	・環境基準の水域類型（BOD等に係る類型）を神崎川（安威川、猪名川を除く神崎）、猪名川下流（2）（藻川分岐点から藻川合流点までに限る。）について指定（昭和45年9月1日に国指定）	9月	○水質環境基準の水域類型指定	9月	
11月		11月	○阪神広域大気汚染対策実施要綱制定	11月	
12月	・大気汚染常時監視測定局豊中市南消防署局開設（大阪府設置局）	12月		12月	・公害関係14法の制定、改正制定：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「公害防止事業費事業者負担法」、「海洋汚染防止法」、「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」、「水質汚濁防止法」改正：「公害対策基本法」、「道路交通法」、「騒音規制法」、「下水道法」、「農薬取締法」、「大気汚染防止法」、「自然公園法」、「毒物及び劇物取締法」
昭和46年3月		昭和46年3月	○「大阪府公害防止条例」制定（全面改正）	昭和46年3月	・「特定化学物質障害予防規則」（特化則）の制定（石綿製造現場における対策を措置）
5月		5月		5月	・「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」公布
6月		6月		6月	・騒音に係る環境基準設定
7月		7月		7月	・「悪臭防止法」公布（昭和47年5月31日施行）
10月	・大気汚染防止法に係る事務（工場規制等を除く）を受託（昭和46年10月1日）	10月		10月	・「水質汚濁防止法」施行（昭和46年6月24日）
11月		11月	○大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ○新ブルースカイ計画策定 ○阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定	11月	・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布（昭和46年6月10日施行）
昭和47年4月	・公害研究室を開設（企画部公害室公害対策課） ・大気汚染常時監視測定局桜塚局開設（大阪府設置局、現在の市役所局） ・大阪国際空港夜間規制を実施（午後10時～翌朝7時までの間、原則航空機の発着禁止）	昭和47年4月		昭和47年4月	・環境庁設置（昭和46年7月1日）
5月	・悪臭防止法に係る事務（地域の指定、規制基準等を除く）を受託（昭和47年5月31日）	5月		5月	
6月		6月	○オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領制定	6月	・「労働安全衛生法」制定
7月		7月		7月	・「公害等調整委員会設置法」公布
10月	・大気汚染常時監視測定局野田局開設	10月		10月	・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正（公害無過失責任規定）
12月		12月	○大阪地域公害防止計画策定	12月	

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
昭和48年5月 7月		昭和48年5月 7月	○大阪府環境管理計画（BIG PLAN）策定	昭和48年5月 7月	・大気の汚染に係る環境基準告示
10月	・「豊中市環境保全条例」公布 （昭和48年10月15日）	10月		10月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」、 「公害健康被害の補償等に関する法律」、 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」 公布
11月	・「豊中市環境保全条例施行規則」公布 （昭和48年11月30日）	11月		11月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」 施行（平成48年11月2日）
12月	・豊中市公害監視員制度発足 （平成13年廃止）	12月		12月	・航空機騒音に係る環境基準告示 （平成48年12月27日）
昭和49年3月		昭和49年3月	○大気汚染防止法の規定による排出基準及び 水質汚濁防止法の規定による排水基準を定 める条例（上乗せ条例）制定 ○大阪国際空港周辺整備計画策定 （大阪府、兵庫県両知事）	昭和49年3月	
4月	・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正 （昭和49年4月20日） ・豊中市中小企業公害融資利子 補給制度実施 ・公害対策部公害対策課に組織 変更	4月	○大阪国際空港周辺整備機構設立	4月	
5月	・水質汚濁防止法に係る事務を 受託（昭和49年5月1日） ・大気汚染常時監視測定局千里 局、千成局開設	5月		5月	
6月		6月		6月	・「大気汚染防止法」改正（硫黄 酸化物に係る総量規制の導入）
9月	・公害防止助成制度実施 ・公害健康被害補償法に基づく 地域指定（高速自動車国道中 央自動車道西宮線以南の区域 に限る。） ・公害対策部公害対策課に組織 変更	9月		9月	
10月		10月		10月	・水銀の水質環境基準改定
11月	・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正 （昭和49年11月1日）	11月	○水質汚濁負荷量削減計画策定	11月	
12月	・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正 （昭和49年12月25日）	12月		12月	
昭和50年2月		昭和50年2月		昭和50年2月	・PCBの水質環境基準追加
7月	・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正 （昭和50年7月1日）	7月		7月	・新幹線鉄道騒音に係る環境基準 閣議決定
9月		9月		9月	・「労働安全衛生法」及び「特定 化学物質障害予防規則」改正 （石綿吹き付け作業の原則禁止等）
10月	・環境基準の水域類型（BOD等に係る類型）を千里川 について指定（昭和50年 10月8日に大阪府指定）	10月		10月	
12月	・大阪国際空港国内線の夜9時 以降のダイヤ廃止（国際線 は昭和51年7月13日から）	12月		12月	
昭和51年5月		昭和51年5月		昭和51年5月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法」 改正（効力期限の2年延長）
6月		6月		6月	・「振動規制法」公布 （昭和51年12月1日施行）
10月	・振動規制法に係る事務（地 域の指定、規制基準等を除 く）を受託 （昭和51年10月22日）	10月		10月	
11月		11月		11月	・「建築基準法」改正 （日影規制基準の設定等）
昭和52年9月		昭和52年9月	○硫酸化物総量削減計画策定	昭和52年9月	
昭和53年3月		昭和53年3月	○大阪地域公害防止計画再策定	昭和53年3月	
6月		6月		6月	・「瀬戸内海環境保全臨時措置法及 び水質汚濁防止法の一部を改正す る法律」公布（瀬戸内海環境保全

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
7月 10月 昭和55年4月 5月 昭和56年6月 昭和57年10月 11月 昭和58年3月 5月 昭和59年7月 昭和60年7月 昭和61年4月 昭和62年4月 5月 9月 昭和63年3月 5月 平成元年1月 3月 5月 6月 12月 平成2年3月 4月 5月	・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正（昭和53年10月2日） ・大気汚染状況デジタル表示盤設置（市役所局西側） ・大阪府酸性雨調査連絡会に参画（平成20年度を以って調査終了） ・低公害車として電気自動車導入 ・大気汚染常時監視測定局豊中市南消防署局廃止（大阪府設置局） ・大気汚染常時監視測定局市役所局を大阪府から移管 ・「豊中市環境保全条例」及び「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正（平成2年4月2日） ・航空機騒音監視システム移動（ローズ文化ホール、服部寿センター、青年の家いぶき） ・低公害車としてメタノール自動車導入	7月 10月 昭和55年4月 5月 昭和56年6月 昭和57年10月 11月 昭和58年3月 5月 昭和59年7月 昭和60年7月 昭和61年4月 昭和62年4月 5月 9月 昭和63年3月 5月 平成元年1月 3月 5月 6月 12月 平成2年3月 4月 5月	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 ○燐及びその化合物に係る削減指導方針策定 ○瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画策定 ○「大阪府公害防止条例」改正（カラオケ騒音等規制追加） ○窒素酸化物総量削減計画策定 ○固定発生源に係る窒素酸化物削減指導方針策定 ○湖沼の窒素及び燐に係る環境基準告示 ○大阪地域公害防止計画（第3次）策定 ○燐及びその化合物に係る削減指導方針再策定 ○化学的酸素要求量に係る総量削減計画（第2次）告示 ○大阪府生活排水対策推進要綱制定 ○大阪地域公害防止計画（第4次）策定 ○大阪府固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱制定 ○大阪府酸性雨調査連絡会を発足（平成27年度を以って共同調査終了） ○ノーマイカーデー開始 ○府アスベスト対策基本方針策定	7月 10月 昭和55年4月 5月 昭和56年6月 昭和57年10月 11月 昭和58年3月 5月 昭和59年7月 昭和60年7月 昭和61年4月 昭和62年4月 5月 9月 昭和63年3月 5月 平成元年1月 3月 5月 6月 12月 平成2年3月 4月 5月	- 特別措置法への改正、燐削減措置、総量規制制度の導入） ・二酸化窒素に係る環境基準改定 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」公布 ・「大気汚染防止法」改正（窒素酸化物に係る総量規制の導入） ・「浄化槽法」公布 ・「湖沼水質保全特別措置法」公布（昭和60年3月21日施行） ・地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律公布（都道府県水質審議会を都道府県公害対策審議会に統合等） ・公害健康被害補償法の一部を改正する法律公布（公害健康被害の補償等に関する法律への改正、健康被害予防事業等） （オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書採択） ・「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布 ・「水質汚濁防止法施行令」改正（有害物質にトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン追加） ・「大気汚染防止法」改正（石綿製品製造業の規制） ・「水質汚濁防止法」改正（有害物質を含む水の地下浸透の禁止等）

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
6月		6月		6月	・「水質汚濁防止法」改正 (生活排水対策に係る規定及び 指定地域特定施設の制度を創設)
7月		7月	○大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱 制定	7月	
平成3年2月		平成3年2月	○大阪府低NOx機器普及促進方針制定	平成3年2月	
3月		3月	○化学的酸素要求量に係る総量削減計画 (第3次) 策定	3月	・「特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律」改正 (改正後のモントリオール議定書 に沿った規制強化)
5月	・公害対策課を環境対策課に 組織変更	5月	○燐及びその化合物に係る削減指導方針再 策定	5月	
7月		7月	○大阪府地下水質保全対策要領策定	7月	
8月	・豊中航空機公害対策連合協 議会発足	8月		8月	・土壌の汚染に係る環境基準 (10項目) 告示
平成4年4月	・「豊中市環境保全条例」一部 改正(平成4年4月1日)	平成4年4月		平成4年4月	
6月		6月		6月	・「自動車から排出される窒素酸化 物の特定地域における総量の削減 等に関する特別措置法」公布
12月		12月		12月	・水道法省令の一部改正 (水質基準項目の追加)
平成5年3月		平成5年3月	○大阪地域公害防止計画(第5次) 策定 ○水質汚濁に係る環境基準項目追加 (23項目に)	平成5年3月	
6月		6月		6月	・「悪臭防止法施行令」の改正 (有機溶剤臭等10物質の追加)
11月		11月	○大阪自動車排出窒素酸化物総量削減計画 策定	11月	・「環境基本法」公布、施行 (平成5年11月19日)
12月		12月		12月	・有害廃棄物等の越境移動及びそ の処分の管理に関する条約(バ ーゼル条約) 加入 ・「水質汚濁防止法施行令」の一部 改正 (有害物質13項目の追加)
平成6年2月		平成6年2月		平成6年2月	・土壌の汚染に係る環境基準の一部 改正 (環境基準15項目の追加)
3月		3月	○「大阪府環境基本条例」制定 ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」 制定	3月	・「特定水道利水障害の防止のた めの水道水源水域の水質の保全 に関する特別措置法」公布 ・「水道原水水質保全事業の実施 の促進に関する法律」公布 ・土壌の汚染に係る環境基準の一部 改正(15項目追加、2項目強化)
4月		4月	○「大阪府環境基本条例」施行	4月	
5月		5月		5月	・「特定水道利用障害の防止のため の水道水源水域の水質の保全に 関する特別措置法」及び「同法 施行令」施行
6月		6月		6月	・「特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律」改正(規制 物質の追加等への対応措置)
8月		8月		8月	・「瀬戸内海環境保全特別措置法 施行令」の一部改正 (瀬戸内海において削減指導方針 を定める物質に窒素を追加指定)
9月	・公害対策部を生活環境部に 組織変更(公害課、環境課) ・大阪国際空港国際線廃止 (平成6年9月3日)	9月		9月	・「廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行令」及び「海洋汚 染及び海上災害の防止に関する 法律施行令」の一部を改正する 政令公布 (特別管理産業廃棄物に係る規制 強化) ・関西国際空港開港 (平成6年9月4日)
11月		11月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」 施行(上乗せ条例改正)	11月	・重金属等に係る土壌汚染調査・対策 指針及び有機塩素系化合物等に係 る土壌・地下水汚染調査・対策暫 定指針を策定
12月		12月		12月	・環境基本計画閣議決定 ・「特定物質の規制等によるオゾン 層の保護に関する法律施行令」の

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
平成7年1月		平成7年1月		平成7年1月	改正（HCFC等を特定物質に追加） ・「労働安全衛生法施行令」、「同規則」及び「特定化学物質等障害予防規則」の改正（青石綿、茶石綿の製造・輸入の禁止）
2月	・豊中市低公害バス購入に係る補助金交付制度発足（平成29年3月31日廃止）	2月	○大阪府低公害車導入指針策定 ○「大阪湾の全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型の指定について」告示	2月	
4月	・低公害車として天然ガス自動車導入	4月	○「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の制定に関する告示」の一部改正（特定悪臭物質の追加10物質、排出水の基準設定）	4月	・「悪臭防止法」改正（臭気指数を用いた規制の法定化）（平成7年4月21日） ・「大気汚染防止法」一部改正（自動車の燃料の性状及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を追加）
5月 7月		5月 7月	○大阪府化学物質適正管理指針策定	5月 7月	・産業廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とする規制強化に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政令改正公布（平成8年1月施行）
9月		9月	○特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱策定	9月	
10月	・「豊中市環境基本条例」制定 ・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正（平成7年10月16日）	10月		10月	・自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度公布
12月		12月		12月	・特定フロンなどの生産全廃
平成8年1月		平成8年1月	○大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱策定	平成8年1月	
4月	・「豊中市環境保全条例」及び「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正（平成8年4月1日）	4月	○大阪府固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要綱改定 ○大阪府大気総量規制に係る使用計画届出要綱改正（ばい煙発生施設）	4月	
5月	・豊中市環境審議会を設立	5月		5月	・「大気汚染防止法」の一部改正（指定物質抑制基準の設定・吹付石綿使用建築物の解体等作業に係る規制）
6月		6月		6月	・「水質汚濁防止法」の一部改正（地下水の浄化対策・油の流出事故対策を追加）
7月		7月	○化学的酸素要求量に総量削減計画（第4次）策定 ○窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針策定	7月	
9月		9月	○窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導要綱制定（平成8年10月施行）	9月	
12月		12月	○大阪府低NOx機器普及促進方針改正	12月	・「騒音規則法施行令」の一部改正（特定施設等の追加）（平成8年12月20日）
平成9年1月		平成9年1月		平成9年1月	・「大気汚染防止法施行令」の一部改正（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを指定物質に指定等）（平成9年1月24日）
2月		2月		2月	・有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン）の環境基準を設定（平成9年2月4日）
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（自動車排出ガス対策を講ずる自動車に原動機付自転車を追加）	3月	・地下水の水質の汚濁に係る環境基準（公共用水域の環境基準〔健康項目〕と同じ23項目）告示 ・自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正（二輪車の排出ガス規制の導入及び四輪車の排出ガス規制の強化） ・自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正（軽油中の硫黄分の低減）
4月		4月	○「固定型内燃機関等に係る窒素酸化物削減指導要綱」改正	4月	
8月		8月	○大阪府自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱制定（平成9年9月施行）	8月	・ダイオキシン対策に関する5カ年計画発表

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
9月		9月	○「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の変更	9月	・「大気汚染防止法施行令」の一部改正（ダイオキシン類を指定物質に追加） ・「指定物質抑制基準」告示（ダイオキシン類の排出抑制基準の設定） ・ダイオキシン類に係る大気環境指針値設定（当面、年平均値0.8pg-TEQ/m ³ ）
10月		10月	○大阪府浄化槽指導要綱の改正（浄化槽の原則合併化）	10月	
11月		11月	○大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針策定（平成9年12月1日施行）	11月	
12月		12月		12月	・COP3開催（～12.11） ・京都議定書採択（12.11）
平成10年2月		平成10年2月	○大阪地域公害防止計画（第6次）策定	平成10年2月	
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（駐車時のアイドリング行為の禁止等：平成10年7月1日施行）	3月	
7月		7月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（アイドリング規制施行）	7月	
9月		9月		9月	・自動車排出ガス量の許容限度の一部改正（ガソリン、LPG自動車の規制強化等） ・騒音に係る環境基準の改正（環境庁告示第64号）
平成11年1月		平成11年1月		平成11年1月	・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針及び同運用基準」を策定
2月		2月		2月	・「水質汚濁に係る環境基準」告示（健康項目3物質の追加）
3月	・環境基本計画策定	3月	○騒音に係る環境基準の改正を受け、「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」を改正（大阪府公告第29号）	3月	
4月	・公害課を環境保全課に、環境課を環境企画課に改称 ・公害研究室を公害検査室に改称	4月		4月	
7月		7月		7月	・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」公布 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（平成12年1月15日施行） ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（騒音規制法、振動規制法の改正を含む。）公布
12月		12月		12月	・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う環境庁関係政令の整備に関する政令」（騒音規制法施行令、振動規制法施行令の改正を含む。）公布
平成12年2月		平成12年2月		平成12年2月	・「騒音規制法施行規則」改正
3月		3月	○騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分を定め公告 ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「同条例施行規則」改正 ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定を改正	3月	・「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」全部改正 ・「振動規制法施行規則」改正 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」施行 ・「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（化学物質管理指針）」告示
6月		6月		6月	・「浄化槽法」の一部改正公布（単独処理浄化槽の原則設置禁止）
10月		10月	○「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例」改正	10月	
12月	・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正（平成12年12月20日）	12月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「同条例施行規則」改正	12月	

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
平成13年1月		平成13年1月		平成13年1月	・環境省発足 (平成13年1月6日)
3月	・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正 (平成13年3月30日) ・環境基準の水域類型(ＢＯＤ等に係る類型)を神崎川(安威川、猪名川を除く神崎)、猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点までに限る。)について改定 (平成13年3月30日に国指定) ・騒音規制法に基づく、規制地域の指定、規制基準、特定建設作業の規制に係る区域の指定、自動車騒音の限度に係る区域の区分を定め告示 (平成13年3月30日、豊中市告示第66号～第69号、同日施行) ・振動規制法に基づく、規制地域の指定、規制基準、特定建設作業の規制に係る区域の指定、道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分を定め告示 (平成13年3月30日、豊中市告示第70号～第73号、同日施行) ・悪臭防止法に基づく規制基準を定め告示(平成13年3月30日、豊中市告示第74号、同日施行)	3月		3月	
4月	・特別市へ移行	4月		4月	・有害大気汚染物質に係る環境基準にジクロロメタンを追加設定 (平成13年4月20日) ・PRT制度スタート
6月		6月		6月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」公布 ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布
12月		12月	○「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会条例」改正	12月	
平成14年4月		平成14年4月		平成14年4月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」第二段施行(業務用空調機器に係る回収義務、カーエアコン関係業者登録等)
5月		5月		5月	・土壌汚染対策法公布
6月	・環境基準の水域類型(ＢＯＤ等に係る類型)の千里川について改定 (平成14年6月18日に大阪府指定)	6月		6月	
9月		9月	○瀬戸内海の環境保全に関する府県計画を変更(告示)	9月	
10月		10月		10月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」全面施行
平成15年2月	・土壌汚染対策法に係る事務を受託(平成15年2月15日)	平成15年2月		平成15年2月	・土壌汚染対策法施行 (平成15年2月15日施行)
3月		3月	○「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」改正 ○大阪府生活環境の保全等に関する条例を一部改正(土壌汚染に関する規則を追加)	3月	
4月	・生活環境部を環境部に組織変更 ・環境企画課を環境政策課に改称	4月		4月	
7月		7月	○大阪府自動車NOx・PM総量削減計画策定	7月	

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
8月	・豊中市アスベスト対策会議を設置	8月		8月	
10月		10月		10月	・労働安全衛生法施行令改正（白石綿の製造等を原則禁止）
平成16年1月		平成16年1月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（土壌汚染対策に関する規制等）全面施行	平成16年1月	
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正	3月	
平成17年2月		平成17年2月		平成17年2月	・「石棉障害予防規則」制定（アスベスト除去等作業届出等） ・京都議定書発効（平成17年2月16日）
3月	・公害検査室を廃止 ・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」公布（「豊中市環境保全条例」全部改正（平成17年3月31日） ・「豊中市環境保全条例施行規則」一部改正（平成17年3月31日）（「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」に改称）	3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正	3月	
4月	・環境政策課と環境保全課を一体化し、環境政策室に再編（環境保全課は環境保全チームに） ・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成17年4月30日）	4月		4月	
7月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成17年7月1日）	7月		7月	
9月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成17年9月1日）	9月		9月	
10月	・豊中市環境保全審査会設置	10月		10月	
12月		12月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正	12月	
平成18年1月		平成18年1月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正施行（石棉排出等作業の規制）	平成18年1月	
2月		2月		2月	・建築基準法におけるアスベスト関連規定の改正法が公布
3月	・豊中市アスベスト対策基本方針を策定	3月		3月	
4月		4月		4月	・「大気汚染防止法」の改正・施行（揮発性有機化合物の排出の規制等）
9月	・吹付けアスベスト調査補助制度、吹付けアスベスト除去補助制度を創設（建築審査課）	9月		9月	
平成19年3月	・市有施設における吹付け建材のアスベスト処理指針の策定 ・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」及び「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成19年3月23日）	平成19年3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（揮発性有機化合物対策・化学物質対策）	平成19年3月	
6月		6月	○「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（第6次）策定	6月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」一部改正、施行
10月		10月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（流入車の規制）	10月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」一部改正、施行
12月		12月		12月	・航空機騒音に係る環境基準の改正（環境省告示第114号）（平成25年4月1日施行）
平成20年1月		平成20年1月		平成20年1月	・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」施行

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
3月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」一部改正（平成20年3月26日） ・大気汚染常時監視測定局野田局廃止	3月	○「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（亜鉛含有量に係る排水基準の改正等） ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正一部改正（流入車の規制・化学物質対策）	3月	
5月		5月	○「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更	5月	
6月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成20年6月16日）	6月		6月	
11月		11月		11月	・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」一部改正（第一種指定化学物質354物質から462物質に他）
平成21年1月		平成21年1月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正施行（流入車の規制）	平成21年1月	
3月		3月		3月	・航空機騒音対策区域の見直し告示（第1種区域は平成22年4月1日から、第2種・第3種区域は平成22年10月1日から適用）
4月	・グループ制の導入	4月		4月	・「土壌汚染対策法」一部改正（平成22年4月1日施行）
6月	・千里川の環境基準の水域類型指定に水生生物類型追加（平成21年6月30日に大阪府指定）	6月		6月	
9月		9月		9月	・微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準告示（平成21年9月9日）
10月		10月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（化学物質対策）	10月	
11月	・神崎川（安威川、猪名川を除く神崎川）、猪名川下流（2）（藻川分岐点から藻川合流点までに限る。）の環境基準の水域類型に水生生物類型追加（平成21年11月30日に国指定）	11月		11月	・水質汚濁に係る環境基準の改正
平成22年3月		平成22年3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（土壌汚染関係）	平成22年3月	
4月	・「手数料条例」の一部改正（汚染土壌処理業許可申請手数料等の新設）（平成22年4月1日、公布、施行）	4月		4月	
5月		5月		5月	・「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布
10月	・騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定し告示（平成22年10月1日、豊中市告示第274号、同日施行）	10月		10月	
11月		11月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（土壌汚染に関する規制等）（平成22年11月30日一部施行） ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（土壌汚染に関する規制、化学物質等） ○大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針策定	11月	
平成23年2月	・第2次豊中市環境基本計画策定	平成23年2月		平成23年2月	
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（ほう素等3項目の暫定排水基準）（平成23年4月1日施行） ○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（ほう素等3項目の暫定排水基準）（平成23年4月1日施行）	3月	・「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」告示
4月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」及び「豊中市環境の保全等の推進に	4月		4月	

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
5月	関する条例施行規則」一部改正（平成23年4月1日）	5月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（東日本大震災の影響に伴う流入車規制の経過措置の延長）（平成23年5月13日施行）	5月	・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（1次一括法）公布（下水道法他の改正）
6月		6月		6月	・「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」成立
7月		7月		7月	・「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」公布（平成24年6月1日施行）
8月		8月		7月	・テレビ放送のアナログ放送から地上デジタル放送へ移行（平成23年7月24日）
10月		10月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（大気、水質の測定に関する罰則規定の設定他、平成23年12月1日施行） ○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（1,1-ジクロロエチレンに係る排水基準の改正、平成23年11月9日施行） （1,4-ジオキサンに係る排水基準の設定、平成24年5月25日施行）	8月	・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（2次一括法）公布（下水道法、騒音規制法、振動規制法及び環境基本法の一部改正）
11月		11月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（1,1-ジクロロエチレンに係る排水基準の改正、平成23年11月9日施行）	10月	・水質汚濁に係る環境基準の改正（カドミウムの基準値強化）
平成24年1月		平成24年1月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（1,1-ジクロロエチレンに係る排水基準の改正、平成23年11月9日施行）	11月	・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う環境省関係政令の整理に関する政令」公布（騒音規制法施行令、振動規制法施行令及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令の一部改正）
2月		2月	○「大阪府循環型社会形成推進条例」一部改正（豊中市中核市移行、平成24年4月1日施行）	2月	・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令」公布（騒音規制法施行規則、悪臭防止法施行規則及び振動規制法施行規則等の一部改正）
3月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成24年3月30日） ・騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定を改正（平成24年3月27日、豊中市告示第80号、同日施行）	3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（騒音振動、大気及び水質に関する規制）（平成24年4月1日施行） ○「大阪府固定発生源窒素酸化物に係る総量削減指導要綱」、「大阪府大気総量規制に係る使用計画」、「大阪府固定型内燃機関等に係る窒素作業者削減指導要綱」、「大阪府低NOx機器普及促進方針」、「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導方針」、「大阪府有害物質排出抑制指導方針」廃止（平成24年3月31日）	3月	・「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準の一部改正」告示 ・「騒音に係る環境基準の一部改正」告示 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部改正」告示 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の一部改正」告示
4月	・中核市へ移行 ・瀬戸内海環境保全特別措置法及びダイオキシン類対策特別措置法に係る事務を受託（平成24年4月1日） ・大気汚染防止法に係る事務（工場規制等）を受託（平成24年4月1日） ・大阪府地方分権推進制度に基づき「大阪府生活環境の保	4月		4月	

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
	全等に関する条例」に基づく深夜営業規制、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に係る事務を受託 ・瀬戸内海環境保全知事・市長会並びに公益社団法人瀬戸内海環境保全協会に加入 ・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成24年5月24日）				
5月		5月	○化学的酸素要求量等に係る総量規制基準の一部改正（水質汚濁防止法特定施設の追加に伴う経過措置）	5月	・水質汚濁防止法施行令の改正（1,4-ジオキサン等3物質を有害物質に追加、特定施設の追加等）（平成24年5月23日） ・排水基準を定める省令の改正（1,4-ジオキサンの排水基準を設定）（平成24年5月23日）
7月		7月		7月	・「関西国際空港」と「大阪国際空港」の経営統合
9月		9月		9月	・水質汚濁防止法施行令の改正（ヘキサメチレンテトラミンを指定物質に追加）（平成24年9月26日）
11月		11月	○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（水質汚濁防止法特定施設の追加に伴う規定整備） ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（騒音振動に関する事務処理特例の改正） ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の一部改正（流入車規制に係る公表規定の追加）（平成24年11月1日施行）	11月	
平成25年2月	・千成局で微小粒子状物質（PM2.5）常時監視開始	平成25年2月		平成25年2月	
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（カドミウムに係る排水基準の改正） ○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（カドミウムに係る排水基準の改正、亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の延長） ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（騒音振動に関する事務処理特例の改正） ○航空機騒音に係る環境基準の改正を受け、「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の指定」を改正（平成25年4月1日施行 大阪府告示第23号）	3月	・水質汚濁に係る環境基準の改正（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の環境基準を設定）
5月	・千成局で微小粒子状物質（PM2.5）成分分析開始	5月		5月	
6月		6月	○「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」策定	6月	・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成27年4月1日施行） ・「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」公布（大気汚染防止法、水質汚濁防止法の改正含む）（平成25年12月20日施行） ・水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（大阪湾における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定）（平成25年6月5日）
8月	・大気汚染状況デジタル表示盤廃止、撤去（平成25年8月10日）	8月		8月	
9月		9月		9月	・排水基準を定める省令の改正（窒素及びりん含有量に係る暫定排水基準の見直し）（平成25年10月1日施行）
平成26年2月	・WEBページ「豊中市の大気環境情報」立ち上げ	平成26年2月		平成26年2月	
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（上水道水源地域の見直しと一部名称の	3月	・土壌の汚染に係る環境基準の改正（1,1-ジクロロエチレン）

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
4月		4月	変更、ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の延長、平成26年4月1日施行) ○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（上水道水源地域の見直しと一部名称の変更、ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の延長、平成26年4月1日施行)	4月	・「水循環基本法」公布（平成26年7月1日施行)
6月		6月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（特定解体等工事に係る事前調査書面に記載する事項等、平成26年6月1日施行)	6月	
11月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成26年11月27日)	11月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（カドミウムに係る排水基準の改正 平成26年12月1日施行) ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（知事が大気汚染防止法に基づく解体等工事を行った者に対して作成を求める石綿調査書面の記載事項等、平成26年11月1日施行)	11月	・水質汚濁に係る環境基準の改正（トリクロロエチレン) ・排水基準を定める省令の改正（カドミウム 平成26年12月1日施行)
12月		12月	○「大阪府アスベスト飛散防止推進会議」の要綱を改正し、『大阪府「みんなで防止!! 石綿飛散」推進会議』として開催 ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」一部改正（流入車規制にかかる車種規制適合車等の使用が義務付けられる対象自動車から電気自動車及び燃料電池自動車を除外、平成26年12月26日施行)	12月	
平成27年2月		平成27年2月		平成27年2月	・瀬戸内海環境保全基本計画の変更
3月		3月	○環境基本法（騒音環境基準の地域指定）、騒音・振動規制法（地域指定・基準設定）に係る事務について、大阪府地方分権推進制度に基づき全町村への移譲完了。	3月	
4月	・環境政策室を環境政策課に再編（環境保全チームは環境保全係に) ・騒音規制法に基づく、規制基準、特定建設作業の規制に係る区域の指定及び、振動規制法に基づく、規制基準、特定建設作業の規制に係る区域の指定を改正（平成27年4月24日、豊中市告示第207号～第210号)	4月		4月	
5月		5月		5月	・排水基準を定める省令の改正（1,4-ジオキシサンの暫定排水基準の見直し）（平成27年5月25日施行)
6月		6月	○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（上水道水源地域に係るトリクロロエチレンに係る排水基準の改正 平成27年6月16日施行) ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（上水道水源地域に係るトリクロロエチレンに係る排水基準の改正）（平成27年6月16日施行)	6月	・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布（水銀大気排出規制制度を創設。）（平成30年4月1日施行)
9月		9月		9月	・排水基準を定める省令の改正（トリクロロエチレンの基準強化）（平成27年10月21日施行)
10月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（平成27年10月15日)	10月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」一部改正（上水道水源地域以外の地域に係るトリクロロエチレンに係る排水基準の改正）（平成27年10月21日施行)	10月	
12月		12月		12月	・「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において「パリ協定」採択
平成28年2月		平成28年2月		平成28年2月	・「水銀に関する水俣条約」受諾

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
3月		3月		3月	・水質汚濁に係る環境基準の一部改正（底層溶存酸素量を追加） ・土壌の汚染に係る環境基準の改正（クロロエチレンと1,4-ジオキサンを追加）（平成29年4月1日施行） ・地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正（塩化ビニルモノマーをクロロエチレンに名称変更）（平成29年4月1日施行） ・「土壌汚染対策法施行令」一部改正（クロロエチレンを特定有害物質に指定）（平成29年4月1日施行）
4月		4月		4月	・関西エアポート株式会社による関西国際空港と大阪国際空港の運営開始
6月		6月		6月	・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し（平成28年7月1日施行）
9月		9月		9月	・「大気汚染防止法施行規則」一部改正（水銀大気排出規制）（平成30年4月1日施行）
11月		11月		11月	・排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正（亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し）（平成28年12月11日及び1日施行）
平成29年1月	・天竺川が環境基準の水域類型指定（平成29年1月27日に大阪府指定）	平成29年1月	○環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定等の一部改正	平成29年1月	
3月		3月		3月	・ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針策定（ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針を廃止）
5月		5月		5月	・「土壌汚染対策法」一部改正（平成29年5月19日、平成30年4月1日、平成31年4月1日施行）
6月		6月	○「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」（第8次）策定	6月	・特定悪臭物質の測定方法の一部改正公布、施行（平成29年6月30日）
9月		9月	○化学的酸素要求量等に係る総量規制基準の一部改正	9月	
12月		12月		12月	・「土壌汚染対策法施行規則」、汚染土壌処理業に関する省令の一部改正（平成30年4月1日施行）
平成30年3月		平成30年3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」「同条例施行規則」一部改正（土壌汚染対策法改正に伴うもの、平成30年4月1日施行）	平成30年3月	
			○「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」一部改正（亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の延長、平成30年4月1日施行）		
4月	・騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準等の改正（都市計画法改正に伴う田園住居地域の追加）（平成30年4月1日豊中市告示第130号～第136号）	4月		4月	
7月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」一部改正（解体等工事に係る石綿に関する規制）（平成30年7月1日2段階目施行）	7月		7月	

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
9月		9月		9月	・土壌の汚染に係る環境基準の一部改正（シスー1,2ジクロロエチレンにトランス体を追加）（平成31年4月1日施行） ・「土壌汚染対策法施行令」一部改正（平成31年4月1日施行）
10月		10月		10月	・「水質汚濁防止法施行令」、 「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令」一部改正 （平成30年10月17日公布、平成32年6月21日施行）
11月		11月		11月	・ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準についての一部改正（トリクロロエチレンの基準値を0.13mg/m ³ に）（平成30年11月19日施行）
平成31年1月		平成31年1月		平成31年1月	・「土壌汚染対策法施行規則」一部改正（平成31年4月1日施行）
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」「同条例施行規則」一部改正（土壌汚染対策法改正に伴うもの、平成31年4月1日施行）	3月	・水質汚濁、土壌汚染、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部改正（平成31年3月20日施行）
令和元年6月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（日本工業規格を日本産業規格に）（令和元年6月25日公布、7月1日施行）	令和元年6月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」「同条例施行規則」一部改正（土壌汚染対策制度の整備、令和元年7月1日施行、令和元年10月1日施行）	令和元年6月	
11月		11月		11月	・「水質汚濁防止法施行規則」一部改正（令和元年11月18日）
令和2年1月		令和2年1月		令和2年1月	・特定悪臭物質の測定方法の一部改正（令和2年1月23日公布、令和2年2月1日施行） ・「水質汚濁防止法施行令」、 「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令」一部改正（令和2年1月31日公布、令和2年4月1日施行）
3月		3月		3月	・「大気汚染防止法施行規則」等一部改正（日本工業規格を日本産業規格に）（令和2年3月30日施行）
4月		4月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例」「同条例施行規則」一部改正（大阪府地方分権推進制度による事務移譲の追加、令和2年4月1日施行、令和2年6月21日施行）	4月	・「土壌汚染対策法施行規則」一部改正（カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレンに係る基準、測定方法を改正）（令和2年4月2日公布、令和3年4月1日施行） ・土壌汚染に係る環境基準についての一部改正（令和3年4月1日施行）
6月		6月		6月	・「大気汚染防止法」一部改正（解体等工事に係る特定粉じん排出等作業の規制）（令和2年6月5日公布）
9月		9月		9月	・「瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則」一部改正（事前評価等を要しない場合の規定を改正）（令和2年9月25日施行）
10月		10月		10月	・「大気汚染防止法施行令」一部改正（大気汚染防止法一部改正に伴う改正）（令和2年10月7日公布、令和3年4月1日一部施行、令和4年4月1日一部施行） ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令」（令和2年10月15日公布、令和3年4月1日一部施行、令和4年4月1日一部施行、令和5年10月1日一部施行）

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
12月		12月		12月	・「水質汚濁防止法施行令」一部改正（旅館業のうち住宅宿泊事業に該当するものを除くよう改正）（令和2年12月18日施行） ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令」、「押印を求める手続きの見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」、「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（押印を求める手続きの見直し等に係る届出様式の変更等）（令和2年12月28日施行）
令和3年3月		令和3年3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」（食品衛生法施行令改正に伴う深夜営業等の制限に係る規制の改正、大気汚染防止法の改正（石綿関係）に伴う条例の改正）（令和3年3月29日公布、令和3年4月1日一部施行、令和3年7月1日一部施行）	令和3年3月	・「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」、「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」（立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式の改正）（令和3年3月16日施行） ・「大気汚染防止法施行規則等」の一部改正（受理書の交付を削除、フレキシブルディスクによる手続きを光ディスクによる手続き内容に改正）（令和3年3月25日施行）
4月	・「豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則」一部改正（大気汚染防止法の改正に伴う改正、届出様式等の改正）（令和3年4月1日施行）	4月		4月	
5月		5月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」（受理書の廃止及び身分証明書の変更に係る改正）（令和3年5月31日施行）	5月	
10月		10月		10月	・「環境基本法」の一部改正（六価クロム及び大腸菌の水質汚濁に係る環境基準の改正、六価クロムの地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正）（令和4年4月1日施行）
3月		3月	○「大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」（届出施設の見直しに係る改正）（令和4年4月1日施行） ○「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」（スケルトンバケットの特定建設作業への追加）（令和4年10月1日施行）	3月	・「土壌汚染対策法施行規則の汚染土壌処理業に関する省令の一部改正」（届出書への同意書が添付扶養、処理施設の軽微な変更の規定変更他）（令和4年7月1日施行）
令和4年4月		令和4年4月		令和4年4月	・解体等工事に係る石綿に関する届出規制廃止
5月		5月		5月	・「振動規制法施行令」一部改正（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものは、型式指定を受けた圧縮機とされた）（令和4年12月1日施行） ・「排水基準を定める省令等」の一部を改正（令和4年7月1日施行）

年 月	豊 中 市 関 係	年 月	大 阪 府 関 係	年 月	国 関 係
9月		9月		9月	・「排出ガス中の水銀測定法」の改正 (令和5年4月1日施行)
11月		11月		11月	・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」の一部を改正 (令和4年11月25日施行)
12月		12月		12月	・「指定化学物質取扱事業者が講ずべき第一種化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」の一部改正 (令和4年11月4日施行)
令和5年1月		令和5年1月		令和5年1月	・「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」 (令和4年12月20日施行)
3月	・大気汚染常時監視測定局千成局を廃止し、菰江公園局を新設。	3月		3月	・「石綿障害予防規則」の一部改正（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査について、記録に関する規定の改正） ・「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（シマジン及びチベンカルブの測定方法の一部改正） (令和5年3月13日施行)

5. 用語解説

【あ行】

アスベスト

石綿とも呼ばれ、天然に産する蛇紋石や角閃石の鉱物を繊維状鉱物にしたもので、その直径は0.02～0.06 μ mであり、主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐摩耗性等に優れているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていたが、発がん性等の健康被害を有するため、大気汚染防止法で特定粉じん指定され、発生施設に対する規制基準や、建物から除去する際の作業基準が定められている。有害性の高い青石綿と茶石綿は平成7年に、毒性が弱い白石綿については平成16年に製造・使用が禁止され、平成24年3月からアスベストを含む製品の使用・製造等が全面禁止された。

アスベストに関連があるとして確認されている疾患は、石綿肺、肺がん、悪性中皮腫等がある。

アルキル水銀

有機水銀の一種。メチル水銀、アルキル水銀などがあり、メチル水銀は水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり、知覚・聴力・言語障害・視野の狭さく・手足のまひ等の中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源は、化学工場など。

一酸化炭素（CO）

物の不完全燃焼によって生じるもので、主として自動車排出ガスに含まれている。血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど人の健康に影響を与えるほか、温室効果のあるメタンガスの寿命を長くすることが知られている。

一般環境大気測定局

測定局は、その目的によって、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局に区分されている。

一般環境大気測定局は、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった目的が効果的に達せられるように配置する測定局。

豊中市では千成局がこれにあたるが、令和5年3月31日に廃止し、同年4月1日より菰江公園局に移設。

汚濁負荷量

汚濁物質の濃度と流量を掛け合わせた量。水質汚濁の程度は、一般に汚濁物質の濃度で表されるが、濃度の薄い排水でも排水量が大きければ水域に流

れ込む汚濁物の量は大きなものとなり、環境に与える影響も大きくなる。この場合、汚濁負荷量を用いて水質汚濁を総合的に評価する。

【か行】

化学的酸素要求量

（COD；Chemical Oxygen Demand）

水質の汚濁判断指標の一つ。水中に含まれる有機物などを過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。湖沼や海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、数値（mg/l）が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

加重等価平均感覚騒音レベル

（WECPNL；Weighted Equivalent

Continuous Perceived Noise Level）

航空機騒音のうるさを表す指数。

計算式等は、資料－14を参照。

カドミウム（Cd）

金属の一種。イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期にわたって体内に入ると、慢性中毒となり腎尿細管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。

主な発生源は、メッキ工場、電子機器製造工場等。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準。大気、水質、地下水、土壌、騒音について定めているが、振動については定められていない。

環境基準点

環境基準の維持達成状況を把握するために定められた地点。水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域には、環境基準の類型が指定されており、水域の利用目的との関連等を考慮して環境基準点を選定されている。この地点では、環境省の定める統一的方法で水質測定が行われる。

乾性沈着

ガス状又は粒子状の大気汚染物質が、雨や雪などに取り込まれる形ではなく、大気中から直接、地表や建物、湖沼・河川などに沈着することを言う。年間に沈着する量は、湿性沈着（雨や雪などによる）とほぼ変わらないと試算されている。いわゆる酸性雨被害では、こうした乾性沈着の寄与も大きい。

揮発性有機化合物

（VOC；Volatile Organic Compounds）

揮発性があり大気中でガス状となる有機化合物

の総称で、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一部。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤等に含まれ、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。

健康項目

水質汚濁防止法において、人の健康の保護に関する環境基準に設定されている項目を言う。

光化学オキシダント（Ox）

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光の紫外線を受けて光化学反応を起こして二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化性物質の総称である。光化学オキシダントは、いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への刺激や呼吸器への影響が知られているほか、農作物などへの影響も報告されている。また、オゾンは二酸化炭素よりもはるかに強力な温室効果を持つと言われている。

公共用水域

水質汚濁防止法において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路と定義されている。ただし、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものは除く。

【さ行】

酸性雨

酸性雨とは、主として石油や石炭などの化石燃料の燃焼により生じる硫酸酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などの大気汚染物質が大気中で硫酸イオンや硝酸イオンなどに変化し、これを取り込んで生じると考えられるpHの低い(pH5.6以下)雨のこととされていましたが、広義にはこれらの雨に加え霧や雪なども含めた湿性沈着(Wet deposition)及びガスやエアロゾルの形態で沈着する乾性沈着(Dry deposition)の両者をあわせたもの。

豊中市では平成元年度から平成20年度まで調査を行っていた。

シアン(CN)

青酸カリで知られる有毒な物質で、シアンが作用すると組織内窒息を起こし死亡する。通常は、数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。

主な発生源は、電気メッキ工場、製鉄所、化学工場など。

時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})

航空機騒音の環境基準に平成25年4月1日から新たに導入した評価手法。ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目した評価手法である「等価騒音レベル」を基本とした評価手法の1つで、1日を昼間(day)、夕方(evening)、夜間(night)の時間帯に分け、夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けした上で1日の等価騒音レベルを評価する。

単位はデシベル(dB)が用いられる。

計算式等は、資料-13~14を参照。

ジクロロメタン(CH₂Cl₂)

有機塩素系化合物で、エーテルのような臭いのある無色透明の液体で不燃性である。水にわずかに溶解する。融点-96.8℃、沸点39.8℃。用途は、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等多岐にわたっている。中枢神経に対する麻酔作用があり、高濃度吸収の場合に、ヒトに精巣毒性を発揮する可能性がある。ヒトについての発がん性は、可能性を完全には除外できないが可能性は小さいとされる。水質・大気とも環境基準が設定されている。

指針値

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、環境基本法第16条に基づき定められている行政目標としての環境基準とは性格及び位置付けが異なるもの。この指針値は、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。

湿性沈着

雨、霧や雪など大気中に様々な形で存在する凝結態の水分を媒体にして、大気汚染物質等が地表に降下する現象を言う。また、このようにして沈着した大気汚染物質を湿性降下物と言う。酸性雨と同義とされることも多い。降水の生成過程で取り込まれるものを、レインアウト、また落下の過程で取り込まれるものをウォッシュアウトと呼ぶこともある。

指定物質(水質汚濁防止法)

有害物質や油を除き、工場又は事業場における事故により、公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であって、引き続き排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるものとして、ホルムアルデヒドなどの物質56種類が決まられています。

自動車排出ガス

自動車排出ガス中には一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（ディーゼル黒煙）等の大気汚染物質が含まれており、大気汚染防止法では自動車が一条件で走行する場合に排出する汚染物質の許容限度が定められている。

しかしながら、東京・大阪などでは、自動車排出ガスによる窒素酸化物の大気汚染が大きな問題となっていたことから、平成4年に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別法」（自動車NOx法）が制定され、さらに、平成13年度には、対策対象物質の追加（粒子状物質）、対象地域の拡大等を骨子とした、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別法」（自動車NOx・PM法）に改正され、各種施策が実施されている。

自動車排出ガス測定局

測定局は、その目的によって、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局に区分されている。

自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスに起因する大気汚染の状況を常時監視するため、交差点、道路及び道路端付近に設置された測定局。

豊中市では千里局及び市役所局がこれにあたる。

準基準点

水域の状況をよりの確に把握するために定められた地点。環境基準点を補完するとともに、人の健康の保護に関する環境基準の評価を行う。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度を言い、酸性やアルカリ性の程度を示す指標。pH7を中性、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を示す。河川水は通常pH5.8～pH8.5を示すが、汚染や植物プランクトンの光合成等の要因により酸性にもアルカリ性にもなる。

生活環境項目

水質汚濁防止法において、生活の環境の保全に関する環境基準に設定されている項目をいう。河川、湖沼、海域によって適用される項目は異なる。

生物化学的酸素要求量

（BOD；Biochemical Oxygen Demand）

水質の汚濁判断指標の一つ。水中の有機物を微生物が分解する時に必要な酸素量を表している。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、数値（mg/ℓ）が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

ヤマメ、イワナなどの清水性魚類は2mg/ℓ以下、アユ、マスなどは3mg/ℓ以下、コイ、フナなどは5mg/ℓ以下が適当。

生物学的水質判断

水中に住んでいる生物は、水の汚れ具合やまわりの環境に応じてある程度の幅を持ちながらも種類が変わっていく。これを利用すると、住んでいる生物の種類を見ることによって水の汚れの程度をおおよそ知ることができる。川の中にいる指標となる生物を何種類か決め、その出現の程度や種類の数などを調べて、水の汚れ具合を判定する方法で、Ⅰ：きれい、Ⅱ：ややよごれている、Ⅲ：よごれている、Ⅳ：大変よごれている、という四つの階級に分けることができる。

石綿（アスベスト）

アスベストの欄を参照。

総水銀

総水銀とは、アルキル水銀などの有機水銀と無機水銀との総称で、大量に摂取すると歯茎が腐り、血便が出るようになる。（無機水銀中毒）

総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、汚染物質の発生施設ごとの排出規制（濃度規制）では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法。地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準よりも厳しい基準が設けられる。

【た行】

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。物の燃焼等の過程で非意図的に生成される。

それぞれ毒性の異なる多くの異性体が存在するが、そのうち毒性の強さがわかっているPCDDは7種類、PCDFは10種類、コプラナーPCBは12種類を対象として、最も毒性の強い2,3,7,8-テトラジベンゾーパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として他の異性体の毒性の強さを換算した毒性等価係数（TEF）を用いて、毒性等量（TEQ）として算出される。

ダイオキシン類対策特別措置法で、大気、水質、土壌の環境基準が定められている。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことを言い、水中の大腸菌群数は、水の汚濁、特に人畜の排泄物による汚れを知る尺度として用いら

れる。ほとんどの種類の大腸菌に病原性は無く、大腸菌群数が多いと赤痢菌、疫痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性があるため、間接的指標として利用されている。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）など窒素酸化物（NO_x）の総称。主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場のボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源がある。窒素酸化物は、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質となる。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS；Linear Alkylbenzene Sulfonic acid and Linear Alkylbenzene Sulfonate）

界面活性剤の一種で、その分子の中に水になじみやすい親水基と油になじみやすい親油基の双方を持っていることが特徴で、洗剤の主成分として用いられる。

低周波音

工場の機械、交通機関などから発生する、人の耳には聞き取りにくい低い周波数（一般に100ヘルツ以下）の空気振動を言う。戸・障子のがたつきなどの物理的影響があるほか、耳鳴りがしたり、胸や腹に圧迫感があるなどの身体的影響もあるが、未知の部分も多い。環境省から低周波音問題対応のための評価指針として「参照値」が示されているが、個人差などもあることから対応は難しい。

デシベル（dB）

騒音・振動レベルの大きさを示す単位で、音や振動の強さに人体の感覚に基づく補正を行い、それを対数で表したもの。

テトラクロロエチレン（CCl₂=CCl₂）

有機塩素系化合物で、エーテル様臭のある無色透明な液体で、不燃性である。水に難容で、アルコールやエーテルなどの有機溶媒とよく混和する。融点-22℃、沸点121℃。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄などに用いられる。中枢神経系に対して抑制作用があり、高濃度ばく露では麻酔作用が起こる。発がん性があるとわれ、大気・水質ともに環境基準が設定されている。

典型7公害

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる(1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、(4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じること、と定義されており、この(1)から(7)までの7種類を典

型7公害と呼ぶ。

電波障害

テレビ電波の受信障害（電波障害）には、しゃへい障害と反射障害の2種類がある。しゃへい障害は、テレビの送信所からの電波が中高層の建物などでさえぎられ、電波の強さが低下するために、テレビが映りにくくなる障害のことで、反射障害は、テレビの送信所からの電波が、中高層の建物などの壁面で反射して届くため、直接届く電波との時差が原因で起こる障害。

平成23年（2011年）7月に移行した地上デジタル放送では、受信した電波の補正修正機能など受信障害に強い方式を採用しているため、これまでの地上アナログ放送の場合に比べ、電波障害範囲はせまくなり、また、反射障害の発生率は低いと考えられている。アナログ放送の受信障害では、画面がざらついたり、ゴースト（2重映り）が出たりしていたが、デジタル放送では、画面がブロック状になったり、画像が静止したり、場合によっては全く受信できなくなることもある。

等価騒音レベル（L_{AEQ}）

一定時間に発生した変動する騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均値として表したもの。

単位はデシベル（dB）が用いられる。

毒性等量

（TEQ；Toxic Equivalency Quantity）

異性体によって毒性の異なるダイオキシン類の毒性を、最も毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として他の異性体の毒性の強さを換算し、それらを足しあわせて毒性の強弱を表したもの。

特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音・振動により生活環境の悪化をもたらすものとして騒音規制法及び振動規制法等で定められた作業の総称。

特定施設

一般に公害対策のために発生源に対してある種の規制を行う場合、その対象となる発生源・施設は限定され、特定されることとなる。環境法令上、これらの施設を「特定施設」と呼ぶ。例えば、騒音規制法では、著しい騒音を発生する施設が特定施設として指定されている。このような特定施設を設置している工場・事業場を特定工場と言い、騒音規制法に基づき指定された指定地域内に存在する特定工場に対しては、騒音の規制基準を遵守すること等の規制がなされている。

トリクロロエチレン（ $\text{CHCl}_2=\text{CCl}_2$ ）

有機塩素系化合物で、クロロホルムのような臭いのある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に難容で、アルコール・エーテルなどの有機溶媒と混和する。融点 -86°C 、沸点 87°C 。金属機械部品の洗浄剤、一般溶剤などに用いられる。毒性はテトラクロロエチレンと同様であり、大気・水質ともに環境基準が設定されている。

【な行】

75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目値をとる。）

類型指定された水域におけるBOD及びCODの環境基準の達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点日間平均値の75%水質値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

鉛（Pb）

金属の一種。大量の鉛が体内に入ると急性毒性を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現れ、激しい胃炎などで死亡することもある。少量の場合には食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。

主な発生源は、顔料工場、塗料工場、鉛蓄電池製造工場など。

二酸化硫黄（ SO_2 ）

硫黄分を含む石油や石炭を燃焼させることにより生じ、ぜんそくなどの公害病の原因物質となるほか、酸性雨の原因物質ともなる。自然由来の発生源としては、火山の噴煙等がある。

化石燃料が大量消費された高度経済成長期には高濃度を示したが、施設ごとの排出規制、燃料中の硫黄分の規制、総量規制の導入など様々な対策が講じられた結果、著しく改善された。

二酸化窒素（ NO_2 ）

ボイラーや自動車等の燃焼過程で発生し、その大部分が一酸化窒素（ NO ）として排出される。排出された一酸化窒素は、紫外線などにより空気中の酸素（ O_2 ）などと反応して二酸化窒素となる。窒素酸化物の毒性の主原因物質は二酸化窒素であると言われ、高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、光化学オキシダントや酸性雨、浮遊粒子状物質の原因物質の一つである。

ノルマルヘキサン（ n -ヘキサン）抽出物質

水中に含まれる油分等の指標。油分等は、魚介類を死亡させたり臭いをつけて、その商品価値を失わせる。溶媒である n -ヘキサンにより抽出される不揮発性物質（炭化水素、動植物油脂、グリース等）をさすが、フェノール類や界面活性剤等も同様に抽出されるため、これらも測定値に含まれる。

【は行】

微小粒子状物質

（ $\text{PM}_{2.5}$ ；Particulate Matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを言う。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。一般に浮遊粒子状物質（SPM）よりも人為起源の粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や硫酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子など。平成21年9月に環境基準が設定された。

富栄養化

閉鎖性水域に起こりやすく、工場排水、生活排水及び農業排水などが流入することにより、窒素・リン等の栄養塩類が増加する現象を言い、これが赤潮発生の大きな要因となる。

浮遊物質

（SS；Suspended Solid）

水中に浮遊している物質の量を言い、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値（ mg/ℓ ）が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

浮遊粒子状物質

（SPM；Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。微小なため大気中に長時間対流し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に影響を及ぼす。直接大気中に放出される一次粒子と、硫酸化物・窒素酸化物などのガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子状化される二次生成粒子がある。その発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる黒煙などの人為的発生源によるものと、土壌の巻き上げなどの自然発生源によるものがある。

ベンゼン（ C_6H_6 ）

芳香属特有の香を持つ無色透明、揮発性、可燃性

の液体で、融点 5.5℃、沸点 80℃。水にわずかに溶ける。発がん性があると言われ、大気・水質とも環境基準が設定されている。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

（PCB；Poly Chlorinated Biphenyl）

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に 209 種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナー PCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるものは毒性が極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされている。

不燃性で絶縁性が高く化学的に非常に安定である等有用な物質として絶縁油、熱媒体等の用途があった。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、昭和 47 年に製造中止となり、簡単に無害化できないため、適正な処理を行うまで所有者に保管が義務づけられている。

【や行】

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損うおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除く。）を言う。

現在、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質として 248 物質、さらにそのうち健康リスクが高く優先的な排出抑制の取組が必要な物質（優先取組物質）として 23 物質が挙げられている。

現在、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類及びジクロロメタンについて、環境基準が設定されている。

有害物質（水質汚濁防止法）

工場又は事業場から公共用水域に排出される水の排出、地下浸透水の浸透等の規制対象となる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質としてカドミウム及びその化合物などの物質 28 種類が決められている。

溶存酸素量

（DO；Dissolved Oxygen）

水中に溶けている酸素の量を言い、一般に数値（mg/ℓ）が大きいほど水中の酸素量も多く、水の自浄作用や水生生物にとって必要不可欠である。また、数値が小さいほど水質汚濁の著しいことを示す。

河川の良好な水質は 7.5 mg/ℓ 以上。水産用水では、マスのふ化条件は 7.0 mg/ℓ 以上。農業用水としては 5.0 mg/ℓ 以下では根ぐされが生じる。臭気発生限界は 2.0 mg/ℓ。

【ら行】

類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式。

六価クロム（Cr⁶⁺）

金属の一種。大量に摂取すると、おう吐、下痢、脱水症状、ニンニク臭の呼気、よだれなどを起こし、さらに多量では血便、血圧降下、けいれんなどにより死亡し、少量ずつ長期にわたって摂取すると知覚障害、皮膚の赤銅色化、浮腫、肝臓肥大、貧血などを起こし、循環障害で死亡する。

主な発生源は、メッキ工場、硫酸製造工場、アンモニア製造工場など。

【A～Z】

BOD	-----	生物化学的酸素要求量の欄を参照。
CO	-----	一酸化炭素の欄を参照。
CO ₂	-----	二酸化炭素の欄を参照。
COD	-----	化学的酸素要求量の欄を参照。
dB	-----	デシベルの欄を参照。
DO	-----	溶存酸素量の欄を参照。
L _{den}	-----	時間帯補正等価騒音レベルを参照。
LAS	-----	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を参照。
NO ₂	-----	二酸化窒素の欄を参照。
NO _x	-----	窒素酸化物の欄を参照。
O _x	-----	光化学オキシダントの欄を参照。
PCB	-----	ポリ塩化ビフェニルの欄を参照
PM2.5	-----	微小粒子状物質の欄を参照。
PRTR	-----	第 12 章（60 ページ）を参照。
SO ₂	-----	二酸化硫黄の欄を参照。
SPM	-----	浮遊粒子状物質の欄を参照。
SS	-----	浮遊物質量の欄を参照。
TEQ	-----	毒性等量の欄を参照。
VOC	-----	揮発性有機化合物の欄を参照。
WECPNL	--	加重等価平均感覚騒音レベルの欄を参照。

【濃度の単位】

%	Percent	パーセント	100 分の 1
‰	Per mil	パーミル	1,000 分の 1
ppm	Parts Per Million	ピーピーエム	1,000,000 分の 1
ppb	Parts Per Billion	ピーピービー	1,000,000,000 分の 1
ppt	Parts Per Trillion	ピーピーティー	1,000,000,000,000 分の 1

【S I 単位の接頭語】

記号	接 頭 語	倍 数
Y	ヨタ yotta	10^{24}
Z	ゼタ zetta	10^{21}
E	エクサ exa	10^{18}
P	ペタ peta	10^{15}
T	テラ tera	10^{12}
G	ギガ giga	10^9
M	メガ mega	10^6
k	キロ kilo	10^3
h	ヘクト hecto	10^2
da	デカ deca	10
d	デシ deci	10^{-1}
c	センチ centi	10^{-2}
m	ミリ milli	10^{-3}
μ	マイクロ micro	10^{-6}
n	ナノ nano	10^{-9}
p	ピコ pico	10^{-12}
f	フェムト femto	10^{-15}
a	アト atto	10^{-18}
z	ゼプト zepto	10^{-21}
y	ヨクト yocto	10^{-24}

【例】

【参考】

水のように、ほぼ比重が 1 のものでは以下のように近似出来る。

1 k g	キログラム	1,000 g
1 g	グラム	1 g
1 m g	ミリグラム	1,000 分の 1 g
1 μ g	マイクログラム	1,000,000 分の 1 g
1 n g	ナノグラム	1,000,000,000 分の 1 g
1 p g	ピコグラム	1,000,000,000,000 分の 1 g

$$1 \text{ m g} / \ell = 1 \text{ m g} / 1,000,000 \text{ m g} = 1 \text{ ppm}$$

大気汚染では 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれている状態を 1 ppm で表します。

$$1 \text{ cm}^3 / \text{m}^3 = 1 \text{ cm}^3 / 1,000,000 \text{ cm}^3 = 1 \text{ ppm}$$

【IUPAC 命名法】

国際純正・応用化学連合 (IUPAC) により決められた化合物命名法。

	数詞	最長直鎖炭素	置換基
1	モノ	メタン	メチル
2	ジ	エタン	エチル
3	トリ	プロパン	プロピル
4	テトラ	ブタン	ブチル
5	ペンタ	ペンタン	ペンチル
6	ヘキサ	ヘキサン	ヘキシル
7	ヘプタ	ヘプタン	ヘプチル
8	オクタ	オクタン	オクチル
9	ノナ	ノナン	ノニル
10	デカ	デカン	デシル

発行

豊中市 環境部 環境指導課

〒561-8501

豊中市中桜塚 3-1-1

電 話：06-6858-2102、2105

FAX：06-6842-2802

電子メール：kanhozen@city.toyonaka.osaka.jp